

情報ファイル

information file



税

税務署からの お知らせ

相続、贈与などにより取得した生命保険契約や損害保険契約などに係る年金の所得税の取り扱いを改めることとしました。この取り扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。刈谷税務署に問い合わせてください。

刈谷税務署

☎21-6211

国保・年金

国民健康保険税 第5期納期限は 11月30日(火)です

国民健康保険税（国保税）は、皆さんの医療費の支払いに充てられる目的税です。

納期限内に納めていただかないと、国民健康保険事業の運営に支障をきたすこととなります。かならず納期限内に納めましょう。

国保税を納めるには口座振替が便利で安心です。納期ごとに金融機関または、コンビニなどに出向いて国保税を納める必要がなく、預金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。

申込用紙は、金融機関が市民窓口グループにあります。通帳と通帳に使用している印鑑をお持ちになって手続きをしてください。

なお、口座振替をご利用の方は、残高を確認してください。

問合せ先

☎市民窓口グループ

☎52111111（内線261・262）

忘れていませんか 退職後の 健康保険届出

各職場の医療保険（会社の健康保険や共済組合など）に加入している方以外は、すべての方が国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

職場の医療保険をやめて国保

に加入する場合、職場の医療保険をやめた日から国保に加入することにようになります。手続きは、忘れずに14日以内に行ってください。

なお、届け出が遅れると、さかのぼって保険税を支払うことになり、届け出日より前の医療費が保険適用にならないこととなります。

国保の保険税は、加入した月から月割で計算されます。加入した月とは、届け出をした月ではなく、前の健康保険などをやめた月、あるいは他の市町村から転入した月をいいます。

たとえば、一昨年の3月に会社を退職した方が、病院にかかりたいために、国保加入の届け出をしたときは、届け出をした月からの保険税からではなく、一昨年の3月にさかのぼって（最高3年）保険税を納めていただくこととなります。

なお、この場合は届け出日より前の医療費については、全額自己負担となります。

問合せ先

☎市民窓口グループ

☎52111111（内線261・262）



国民年金保険料 納付案内を行う 事業者が変わり ました

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れの方に対して、納付の案内などを民間事業者へ委託しています。

10月から、受託事業者が変更になりました。

受託事業者

日立キャピタル債
権回収・日立キャピタル共同
企業体

問合せ先

☎0120-2111-725

発信専用番号①

☎022-2111-7290

発信専用番号②（オートコール）

☎022-2111-7279

※過去2年以内の国民年金加入期間のうち、保険料納付の確認ができない期間がある場合、受託事業者から電話・文書・戸別訪問などにより納付や免除等申請手続きの案内をさせていただきます。お問い合わせ先

問合せ先

刈谷年金事務所国民年金課

☎21-2159